

農林漁家宿泊体験活動の全国動向と効果

東京農業大学 鈴木 源太郎※

1 研究の背景と位置づけ

1990年代以降、小・中・高校生を対象とした農林漁家への宿泊体験が修学旅行などに組み込まれる形で取り込まれるようになっており、最近では、受け入れを行う農山漁村の数もかなり増えました。また、これまで取組の少なかった小学生については、2008年度より総務省、文部科学省、農林水産省の3省連携のもと始まった「子ども農山漁村交流プロジェクト」の影響もあって、教科学習に組み込まれた形での宿泊体験活動が拡大し始めています。

農林漁家における宿泊体験は、一面で活動に参加する子ども自身の社会性や自立性、情緒の安定性等をはぐくむ効果が期待されているほか、受け入れを行う農山漁村地域についても、体験宿泊料等の副収入をもたらし効果に加え、高齢農家等の営農意欲を蘇らせる効果、受け入れ調整などを通じた集落の連帯感や機能を高める効果などが期待されています。

しかしながら、全国各地で実施されている宿泊体験活動の実態については、全国の動向を包括的に捉えた調査研究自体が少ないのが現状です。そこで今回は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に参加している全協議会に、そこへ参画するすべての農林漁家・宿泊業者を対象として、悉皆的な意向調査「教育交流における宿泊体験の取組に関する意向調査」（以下、受入主体調査）を実施しました。その方

法は、全国に114ある子どもプロジェクトの受入協議会に協力依頼し、個々の協議会に参画する農林漁家および宿泊業者に再配布を依頼するというものです。実質的に稼働がないケースなど18協議会からは回答が得られませんでした。これらを除く96地域協議会における再配布が確認され、総配布数は4,151件、有効回答は1,873件、有効回答率は45.1%でした。ここでは、調査分析を通じて明らかになった宿泊体験活動受入農林漁家の意向の一端をご紹介します。

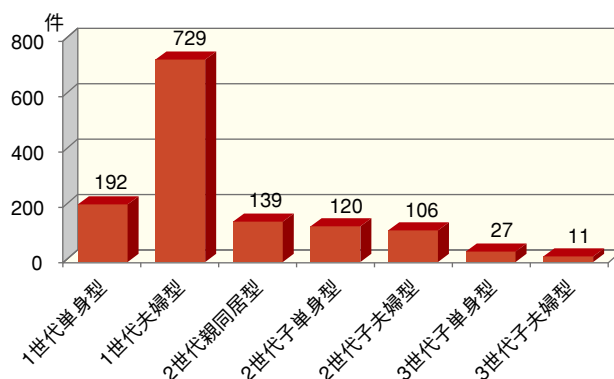
2 受入主体にみる意向の特徴

まず、旅館業法上の許可区分については、「旅館営業」、「簡易宿所営業（33㎡以上）」、規制緩和型農林漁家民宿である「簡易宿所営業（33㎡未満）」がそれぞれ1～2割となっている反面、都道府県の民泊ガイドラインに準拠している「許可取得予定なし」が47%と5割近くを占めています（第1表）。また、平均宿泊泊数（小学生）をみると、2泊以上の合計が4割を超えています。これは、一般的な小学校の修学旅行の2泊以上の割合（22%）（修学旅行協会〔1〕）より高く、長期宿泊体験を謳った「子どもプロジェクト」の影響が示唆されます。教育旅行に伴う収入額は69%が「20万円未満」ですが、「20～50万円」、「50～100万円」を合計すると全体の4分の1が20～100万円であり、農林漁家の副収入としては、ある程度まとまった金額です。

第1表 意向調査の概況

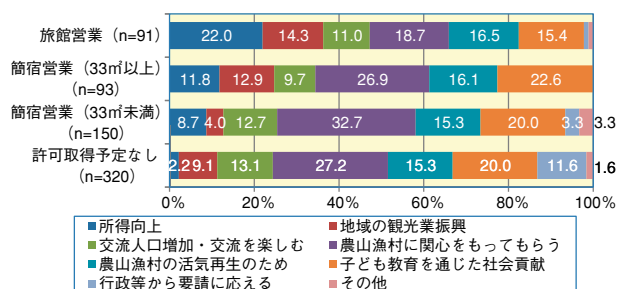
（単位、%）

設問項目	全有効回答
旅館業法上の営業区分 (n=1648)	ホテル営業
	旅館営業
	簡易営業（33㎡以上）
	簡易営業（33㎡未満）
	営業許可取得予定 許可取得予定なし
小学生の平均 宿泊泊数 (n=630)	1泊
	2泊
	3泊
	4泊
教育旅行 収入額 (n=1321)	20万円未満
	20～50万円
	50～100万円
	100～300万円
	300万円以上

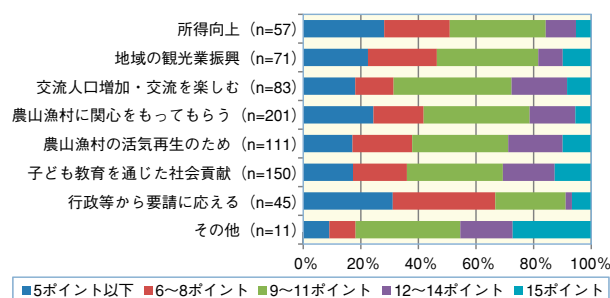


第1図 各世帯構成タイプの件数

※筆者は、2011年9月30日まで農林水産政策研究所農業・農村領域に在籍。



第2図 営業許可区分別にみる宿泊体験の受入目的



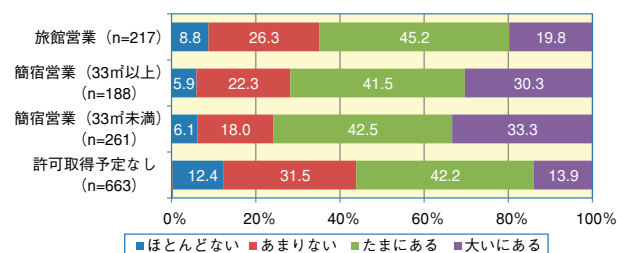
第3図 受入の目的意識による感動・楽しさポイントの違い

- 注 (1) 「感動・楽しさポイント」は、受入農林漁家の意向を4段階で評価した「家族が増えたようで楽しい」、「子どもが成長する姿に感動する」、「お別れが名残惜しくて泣いてしまった」の3つの設問を得点化し、足し上げたもの。
- (2) 受入の目的意識は1位の回答（単一回答）。
- (3) 独立性検定の結果、5%有意であった。

受入主体の家族構成をみると（第1図）、最も多いのは「1世代夫婦型」の729件（55%）であり、次いで「1世代単身型」の192件（15%）が多くなっています。両者の経営主の平均年齢はそれぞれ63.4歳、63.5歳であり、子世代が宿泊体験活動に関与している「2世代（子単身）」、「2世代（子夫婦）」であっても、活動の中心となる経営主の平均年齢はほぼ同様です。

次に、受入主体の意向の状況についてみましょう。まず、営業許可区分別に教育交流に対する目的の違いを確認したのが第2図です。旅館営業では、「所得向上」や「地域の観光業振興」とする回答が高いのに対して、規制緩和型民宿である簡易宿所（33㎡未満）では「農山漁村に関心をもってもらう」、許可取得予定なしでは「交流人口増加・交流を楽しむ」のほか「行政からの要請に応える」とする回答が最も高くなるなどの特徴がみられます。

また、「受入の目的」と受入に際しての感動や楽しさに関わる3つの設問を得点化した「感動・楽しさポイント数」との関係を見ると（第3図）、受入目的として「子ども教育を通じた社会貢献」、「農山漁村の活性化再生のため」「交流人口増加・交流を楽しむ」の3項目を挙げた者のポイントは高く、これ



第4図 宿泊体験が高齢農林漁家の生き甲斐となっている割合

ら3者はいずれも12ポイント以上の累計が3割程度です。一方、「行政等からの要請に応える」および「所得向上」を挙げた者のポイントは低く、8ポイント以下の累計でみると、「行政等からの要請に応える」、「所得向上」がそれぞれ5～6割です。

さらに、宿泊体験活動の非経済効果を確認するため、宿泊体験が高齢農家の生き甲斐になっているかを尋ねた設問では、規制緩和型簡易宿所（33㎡未満）で「大いにある」（33%）が最も高く、「ほとんどない」および「あまりない」の割合が高かったのはむしろ許可取得予定なしの受入主体でした（第4図）。

3 宿泊体験活動の課題と今後の方向性

以上のように、宿泊体験活動の受入主体は、全般に高齢零細な農林漁家が中心で、受入に伴う収入額は、農林漁家の経営を十分下支えするようなものではないものの、ある程度まとまった額になっています。また、本稿では紙幅の関係で十分解説できませんでしたが、意向調査によれば、受入農林漁家や地域に与える影響は総じて強く、非経済効果を勘案すれば宿泊体験活動による地域の活性化効果は大変高いものと考えられます。

本稿の分析にも明らかなように、受入主体には、多様な法的位置づけのものが混在し、実態として目的意識や感動・楽しさに対する反応はかなり異なっています。しかし、比較的大規模な民宿・旅館等の受入主体は、一方で地域の受入規模の拡大に大きく貢献している事実も明らかになっています。したがって、今後、地域全体として宿泊体験活動を推進していくためには、受入余力の大きな宿泊施設と交流効果の高い規制緩和型の小規模受入主体を適切に組み合わせることが、一つの方向性として重要と考えられます。

[1] (財)日本修学旅行協会（2009）『修学旅行年報』、(財)日本修学旅行協会。